

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

平成27年度は、設備代替等へ合計76百万円の設備等支出を行いました。

2. 主要な設備の状況

平成27年度末における主要な設備の状況は以下のとおりです。

(単位:m²、百万円)

| 内容 | 所在地 | 土地 | | 建物等 | 什器 | 合計 |
|-------|---------|--------|-------|-------|------|-------|
| | | 面積 | 帳簿価格 | 帳簿価格 | 帳簿価格 | 帳簿価格 |
| 本・支店等 | 沖縄県那覇市等 | 13,291 | 3,059 | 3,206 | 40 | 6,305 |

3. 設備の新設、除却等の計画

平成29年度の設備への支出計画は以下のとおりです。

(単位:百万円)

| 対象 | 所在地 | 内容 | 支出予定額 |
|-------|---------|----------------|-------|
| 中部支店 | 沖縄県沖縄市 | 店舗移転(土地・建物等取得) | 716 |
| 本・支店等 | 沖縄県那覇市等 | 本店空調設備更新等 | 136 |

(注) 平成29年度予算で計上しているものです。

第4 発行者の状況

1. 資本金の推移

当公庫の資本金の推移は以下のとおりです。

なお、公庫法第4条の規定により、当公庫の資本金は、その全額を国が出資しています。

(単位:百万円)

| 年 度 | 資 本 金 | |
|---------|-------|--------|
| | 受入額 | 期末残高 |
| 平成 13年度 | 5,390 | 68,582 |
| 14年度 | 1,600 | 70,182 |
| 15年度 | - | 70,182 |
| 16年度 | - | 70,182 |
| 17年度 | 50 | 70,232 |
| 18年度 | - | 70,232 |
| 19年度 | - | 70,232 |
| 20年度 | 1,460 | 71,692 |
| 21年度 | - | 71,692 |
| 22年度 | 200 | 71,892 |
| 23年度 | 444 | 72,336 |
| 24年度 | 1,153 | 73,489 |
| 25年度 | 600 | 74,089 |
| 26年度 | 1,739 | 75,828 |
| 27年度 | 1,465 | 77,293 |

2. 役員の状況

(1) 役員の定員及び任期

公庫法第8条に基づく役員の定数及び同法第11条に基づく役員の任期は以下のとおりです。

| 役職 | 定数 | 任期 |
|------|------|----------------|
| 理事長 | 1人 | 4年(再任されることできる) |
| 副理事長 | 1人 | 4年(再任されることできる) |
| 理事 | 3人以内 | 2年(再任されることできる) |
| 監事 | 1人 | 2年(再任されることできる) |

(2) 役員の状況(平成29年6月9日現在)

| 役職名 | 氏名 | 略歴 |
|-------------|--------|--|
| 理事長 | 川上 好久 | 昭和52年 3月 大阪大学卒 平成24年 4月 沖縄県総務部長 25年 4月 沖縄県副知事 27年 4月 当公庫理事 28年 7月 当公庫理事長 |
| 副理事長 | 有働 忠明 | 昭和57年 3月 東京大学卒 平成22年 7月 財務省福岡財務支局長 23年 7月 株式会社日本政策金融公庫特別参与 24年 7月 当公庫理事(役員出向) 25年 6月 当公庫副理事長(役員出向) |
| 理事 | 河合 正保 | 昭和57年 3月 東京大学卒 平成24年 4月 内閣府北方対策本部審議官 25年 6月 内閣府沖縄総合事務局長 27年 7月 当公庫理事(役員出向) |
| | 喜納 兼次郎 | 昭和56年 3月 琉球大学卒 平成28年 4月 当公庫企画調査部長 29年 4月 当公庫理事 |
| | 宮城 健三 | 昭和55年 3月 琉球大学卒 平成25年 4月 当公庫融資第一部長 28年 8月 当公庫理事 |
| 監事 (非常勤) | 小河 俊夫 | 昭和54年 3月 九州大学卒 23年 8月 独立行政法人国立公文書館理事 25年 6月 内閣府官民人材交流センター審議官 26年 7月 総務省九州管区行政評価局長 27年10月 内閣府大臣官房公文書管理課公文書管理分析官 29年 4月 当公庫監事 |

3. コーポレート・ガバナンスの状況

当公庫のガバナンス体制は、大きく(1)法に基づくもの、(2)内部管理から構成されています。

(1) 法に基づくもの(3. 事業の内容 (2)国との関係 本説明書15ページ参照)

当公庫の予算は国会の議決により承認されており、決算は会計検査院の検査を経て国会に提出されます。また、主務大臣(内閣総理大臣及び財務大臣)による監督・検査が行われるほか、平成15年度からは主務大臣からの委任に基づく金融庁検査も導入されています。さらに、閣議決定により設置されている沖縄振興開発金融公庫運営協議会の開催を通じて、当公庫の業務運営に地元沖縄県各界及び関係行政機関等の意向を反映させています。

(2) 内部管理

① 業務運営方針

当公庫では、県内の経済・金融環境と当年度の予算等を踏まえ、各年度において「業務運営方針」を策定し、業務の的確な執行に努めています。

② 役員会

役員会は、理事長、副理事長、理事及び監事をもって構成され、当公庫の経営及び業務運営に関する重要事項について審議を行っています。

③ 監事

監事は主務大臣により任命され、当公庫の業務を監査しており、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができます。

④ 検査役

内部監査部門として理事長又は副理事長の命を受け検査に関する事務その他特に命ぜられた事項を掌理する検査役を設置しており、内部監査の独立性を確保しています。

⑤ リスク管理体制

当公庫の業務上発生しうる様々なリスクを総合的かつ効果的に管理するため、統括機能を担う機関として統合リスク管理委員会を設置し、当公庫のリスク管理についての検討、審議を行っています。

当公庫の業務等に伴うリスクの詳細については、本説明書59～60ページをご参照ください。

⑥ コンプライアンス体制

コンプライアンスに関する組織的取組について基本事項を定めた「法令等の遵守に関する規程」を制定し、役員自ら率先して体制の整備に取り組んでいます。詳細については、本説明書57ページをご参照ください。

第5 経理の状況

1. 当公庫の財務諸表は、公庫法、予決法、関連政省令及び告示に基づき、「特殊法人等会計処理基準」に準拠して作成しています。同基準は、特殊法人等の財政状態及び経営成績を明らかにするため、特殊法人等の会計処理及び財務諸表等の作成に関する基本的事項を定めたものであり、当公庫では同基準に定められた事項については当該基準に準拠して、また、同基準に定められていない事項については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、会計処理を行っています。なお、別途、「沖縄振興開発金融公庫の国庫納付金に関する政令」(昭和26年政令第162号)第1条第3項の規定に基づき、「沖縄振興開発金融公庫の貸付金利息のうち未収貸付金利息、借入金利息及び寄託金利息並びに債券利息のうち債券発行差額償却、債券発行費償却、貸倒引当金への繰入れ及び固定資産減価償却費の算出方法」(平成20年10月財務省告示第296号)において会計処理方法が定められているものについては、これに基づき会計処理を行っています。

当公庫には従来特別勘定として本土産米穀資金特別勘定があり、当該勘定は琉球政府の本土産米穀資金特別会計の権利義務を当公庫が承継したものであります。この承継した特別会計は、沖縄が本土に復帰するまでの間における日本政府の沖縄に対する経済援助の一環として、本土の食糧管理特別会計から琉球政府に売り渡された米穀を琉球政府が沖縄の米穀販売業者に売り渡し、その代金(20年償還、無利子)を琉球政府が回収した上で積み立て、その積立金を財源として沖縄の農林漁業者に対して貸付けを行うこととする積立金運用のために創設されたものです。当公庫は引き継いだ当該勘定を財源として、沖縄で農業又は漁業を営む者等に対して貸付けを行ってまいりました。

一方、当公庫は、公庫法第19条第1項1号の2において出資機能を有しており、沖縄における産業の振興開発を図る上で、特に政策意義の大きい事業に対して出資を行ってきましたが、平成14年度から新たに新事業創出促進出資制度が創設され、産業振興の観点からベンチャー企業等に対する出資が行われることとなりました。

ベンチャー企業等への出資事業は、積極的な目的に沿ったリスクを有するものであり、当公庫の恒常的な本来業務として規定するのは適切でないことから、沖縄振興特別措置法により時限的に規定することにより、リスク軽減を図り、更に当公庫本体の一般勘定への影響を遮断するため、特別勘定により区分経理を行い、財務の健全性を維持することとなりました。

特別勘定については、従来から本土産米穀資金特別勘定が存在すること、利益金を更に出資原資とするための積立金規定があることにより、新たに設置することなく平成14年度から本土産米穀資金特別勘定を改称し、米穀資金・新事業創出促進特別勘定として一体的に運用を行っていくこととなりました。

なお、米穀資金・新事業創出促進特別勘定は、公庫法施行令附則第4条第1項により、一般勘定と区分して、特別勘定を設けてこれを整理しなければならない旨定められています。

2. 当公庫の財務諸表は、予決法第18条の規定に基づき、当公庫の監事が監査を行い、財務大臣の承認を受けています。本説明書においては、監事の意見書の写しを各年度の財務諸表の直前に掲げています。なお、当該財務諸表は、金融商品取引法第193条の2の適用を受けないため、同条に規定される公認会計士又は監査法人による監査証明は受けていません。

3. 当公庫は、子会社、関連会社に該当するものがないため、連結財務諸表は作成していません。